

# 板厚計測事業所及び水中検査事業所の承認に関する事項

## 改正規則

事業所承認規則

## 改正事項

板厚計測事業所及び水中検査事業所の承認に関する事項

## 改正理由

IACS は、板厚計測事業所、水中検査事業所等のサービスの提供事業所（以下、事業所という。）が必要な能力を有していることを確認するため、事業所の承認に関する要件を統一規則 Z17 に規定しており、本会は既に規則に取入れている。

このうち、板厚計測事業所の承認に関する事項中、技術者及び監督者の資格等に関する要件について、国内外の業界標準における資格の同等性に関し、一部不整合があったため、関連規定を改めた。

また、板厚計測事業所及び水中検査事業所に対し、技術者及び監督者の配属数に関する要件を規定しているが、統一規則 Z17 には具体的な要件は規定されていないことから、本規則に規定されるその他の事業所（無線検査事業所、消防設備の整備事業所等）と要件を整合させるべく、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 板厚計測事業所の技術者及び監督者の資格に関する要件を改めた。
- (2) 板厚計測事業所及び水中検査事業所に対する技術者及び監督者の配属数に関する要件を削除した。

## 改正条項

事業所承認規則 3 編 2.3.1, 3.3.1